

2019年度 日本学生支援機構 第二種奨学金(短期留学)の申請について【大学院】

留学開始月	申請期間
2019年4月～2019年7月	2019年1月15日(火)まで
2019年8月～2019年11月	2019年5月13日(月)まで
2019年12月～2020年3月	2019年9月10日(火)まで

申請場所: SFC 学生生活担当窓口 (α館 1階)

受付時間: (土日・祝日除く) 9:15-11:00, 12:30-16:00

申請に際しては、本奨学金の「案内」を熟読し、不備のないようにお願いします。

1. 申請資格

留学期間が3ヶ月以上1年以内の短期留学であること。(ただし、学位取得のために1年以上の期間を必要とし、義塾でその学位を認める(ダブルディグリー等)場合では2年以内の留学であること)

＜上記を満たし、以下のいずれかの条件を満たす者＞

- 義塾の学生交流に関する協定等に基づく留学であること。
- 留学により取得した単位が、義塾の単位として認定される留学であること。
- 単位認定がない場合、義塾が有意義と認めた留学であること。(研究目的に限る)

(注)国内の第二種奨学金を受給している場合、本奨学金と併用受給することはできないため、休止または辞退する必要があります。その他の奨学金との併用については、奨学金窓口にご相談ください。

(海外留学支援制度(協定派遣)、官民協働海外留学支援制度、国費・準国費との併用は可)

2. 申請条件

- 本人および配偶者の2018年分(1～12月)の収入見込が次の基準額以下であること。

＜修士＞ 536万円 ＜博士＞ 718万円 ＜法務研＞ 536万円

※第一種奨学金の貸与を受けている場合は、＜修士＞ 284万円 ＜博士＞ 299万円 ＜法務研＞ 284万円

- 返還の保証: 連帯保証人を選任するか、機関保証制度への加入が必要。

※採用後、返還誓約書を作成して頂きます。人的保証を選択される方は、連帯保証人・保証人に事前に承諾を得て下さい。

3. 奨学金の内容

- ① 第二種奨学金(利息付)で、5万円・8万円・10万円・13万円・15万円の中から選択。
ただし、法務研は4万円または7万円の増額可能。
- ② 貸与期間は日本学生支援機構で認めた留学の期間。貸与始期は留学を開始した月。
- ③ 留学時特別増額貸与(10・20・30・40・50万円の中から選択)は、「収入金額」が120万円以下であるか、「日本政策金融公庫の国の教育ローンが利用できなかったことについて(申告)」を提出する者が対象。

4. 提出書類:

- 第二種奨学金(短期留学)確認書兼個人情報機関の取扱いに関する同意書(様式)
- 収入に関する証明書類(本人および配偶者)
 - ※ 「収入計算書」(「案内」に挟み込み)に貼付またはホチキス留めする。
 - ※ 定職収入がある場合: 「源泉徴収票(写)」<給与所得>または、「確定申告書(控) 税務署受付印のあるもの(写)」<給与所得以外>印がない場合は併せて「最新の所得証明書」
 - ※ アルバイト収入がある場合: アルバイト先の収入証明書
 - ※ 奨学金を受けている場合: 奨学金採用決定通知、受給額を証明する書類(写)
- 「スカラネット入力用紙」(様式)・・・仮申請段階では実際の入力は行わないこと
- 記入済の「スカラネット入力用紙」(様式)のコピー・・・記入済の上記用紙を両面コピーして下さい。
- 「指導教員推薦所見」(様式)
- ダブルディグリー・プログラムの場合、当該プログラムであることを証するもの。
- 学業成績表のコピーまたは成績証明書

※日本学生支援機構から別に貸与を受けている奨学金がある場合、必要に応じてその該当する奨学金の“休止または辞退”の「異動届(願)」または継続を希望する場合は「留学奨学金継続願」を、採用候補者決定後の留学届提出時に提出して頂きます。

以上